



令和元年度

# 事務所だより 第3号

令和元年10月18日

益田教育事務所



## 「オリ・パラ教育」のススメ

学校教育スタッフ企画幹 林 衛

いよいよ、2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催まで1年となった。私自身、前回の東京大会時には、あまりに幼かったのでそのときの記憶はない。ある意味、最初で最後になるであろう自国開催の大会であり、楽しみにしている。多くの国民も大会の成功を期待している。お気に入りの種目の応援に出かけようと、事前チケットの購入を申し込んで当選した方もおられるだろう。メディアも毎日のように大会準備に向けた情報を提供してくれる。そして、日本代表選手の選考会等が頻繁に行われ、お気に入りの競技が気になったり、これまで知らなかった競技種目にも関心をもつ機会になったりしている。先日も、MGC（マラソングランドチャンピオンシップ=2020 東京オリンピック・マラソン日本代表選考会）が実施され、本番さながらのマラソンコースで健脚が競われ、私もテレビ前で釘付けになった。

また、実際に何らかの形で大会に寄与しておられる方も多い。1年後のために個人でボランティア講習に参加し準備する者、各国選手団の事前キャンプを受け入れ、応援体制を整える自治体などである。私自身、何もできないはずなのに、大会に何らかの形で関わりたい、大会を盛り上げたいという気持ちになってしまう。

一方で、この大会は、子どもたちを教育する上での絶好のチャンスである。

スポーツ庁が平成27年に出した「オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて」という最終報告には「オリ・パラ教育」の意義や内容を示すとともに、「オリ・パラ」に視点を当てた授業等の工夫を求めている。

大会開催中はもちろん、大会前も世界の各国から選手たちや観客が来日する。このことは、世界を身近に感じる機会になる。子どもたちが、各国の文化や慣習を知り、広い世界観を養っていくことを期待する。



また、これまでオリ・パラ大会の開催国では、開催を機に技術開発が進み、イノベーションが起こった。前回の東京大会でも、新幹線開通による交通網の発達やカラーテレビの普及が見られている。今回も大きな革新が予想され（実際に現時点でその兆しが見られているものもある）、子どもたちには「歴史の証人」として、その変容を後世にまで伝える使命があることを教えなければならない。

スポーツ競技には勝敗がつきものである。しかし、メダルの数や色にばかり関心を集めるのではなく、競技のもつおもしろさやアスリートたちの姿、ふるまいなどに目を向けさせたい。選手たちのチャレンジ精神や向上心を感じ取らせたり、国を超えてお互いを称え合う姿を観させたりすることで、子どもたちの心を涵養することが重要になる。

56年ぶりのオリ・パラ大会自国開催をチャンスと捉え、学校教育活動全体の中に「オリ・パラ教育」の視点を加えて、ひと工夫してみよう。

## スマホの問題は・・・

学校教育スタッフ 島田さつき

ネットトラブル、ネットいじめ、ゲーム依存……学校でも家庭でも頭を悩ませる問題です。これらはネットや携帯電話がなかったころには起きなかったトラブルであり、ゲームやスマートフォンがなければ当然起きないこと。「だったら持たなければいい！」と言ってしまいたくなりますが、これからの社会、スマホやネットと関わらずに生活していくのが難しいことは明らかです。また、学校への持ち込みはほとんどなくても、これらネットトラブルなどの指導や対応には必ずと言っていいほど学校も関わります。

先日、兵庫県立大学竹内和雄准教授の講義「ネットトラブルの未然防止及び解決に向けた指導と対応」を受けてきました。

竹内准教授は『「持つな」は無理。正しく怖がり、賢く使うことを教えていかなければ。』と話されます。スマホなどの機器を今は持っていないなくても、子どもたちが今後ずっと持たないし接しないということは考えにくい世の中です。そう考えるとやはり「正しく怖がり、賢く使う」ことについて、一緒に考えていくことの必要性を感じます。大人が作ったルールを守らせるのにも限界があります。これからは子どもたち自身がネットのメリットやデメリットを考え、付き合い方を自分でコントロールしていかなければなりません。まさに「自己指導能力」と言えるのではないのでしょうか。

また、ネットの中で人間関係のトラブルに振り回されている子どもたちは、そこで自分の身を守ることに必死です。講義の中で「私たち大人は子どもたちが相談できる人にならなければならない」とありました。これはネットに限らず言えることです。「いじめはだめ！」「そもそも SNS などしなければいい！」といったことばかり言っているのでは私たちは子どもたちが本当に困ったときの相談者として選ばれません。子どもたちが困ったときに相談するかどうかは信頼関係によるものです。実際に「親や先生に相談すると暴走する（相手の家に乗り込む。いきなり学年集会をするなど）から相談できない」という声もあるそうです。日常の信頼関係づくりの大切さを感じます。

そして、「ネットが全て悪いのではなく、リアルがしんどい子がネットの世界に行く」というお話も印象的でした。ネットが罪悪であればネットを絶ってしまえばいいのですが現実問題としては難しいこと。しかし、「リアルがしんどい子がネットの世界に行く」と考えれば、何かできることがあるのではないのでしょうか。「リアルがしんどい子」についてはこれまでも学校現場のあらゆる場面で寄り添い、対応を考えてきているからです。

竹内准教授は、「スマホの問題は心の問題」と話されます。ネットトラブルというと新しい問題のような印象を受けますが、ひとつひとつ考えてみるとこれまでも取り組んできた生徒指導上の課題や取組であり、大切なのはやはり心であることが分かります。「ネットからどうやって引き離すか」ではなく、子どもたちに必要な力は何か、なぜ依存してしまうのか、どうすれば相談してくれるのかといった視点で考えてみるのが、ネットトラブルの未然防止や解決のヒントになるのではないのでしょうか。



※竹内准教授の講義は次の動画でも見ることができます。

独立行政法人教職員支援機構 校内研修シリーズ「ネットいじめの未然防止及び解決に向けた指導と対応」  
<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/045.html>

## Go for it! 小学校外国語教育!



益田市教育委員会 派遣指導主事 江角しのぶ

2020年4月からの新学習指導要領全面実施に向けて、今年度までの2年間が移行期間とされています。

これからの小学校の外国語教育においては、中学年では、「聞くこと」「話すこと」を通して、外国語に慣れ親しませ、コミュニケーションを図る素地を養っていきます。そして高学年では、中学年で培われた、外国語を聞き取ることができるようになりたい、話せるようになりたいという意欲を、実際にできるようにするところまで、系統的に育てていきます。「読むこと」「書くこと」については、アルファベットの大文字・小文字は読んだり書いたりすることができるまで目指しますが、語彙や語句については書き写したり、読むことに慣れ親しんだりする活動を行います。これらをとおしてコミュニケーションの基礎を養っていきます。

益田市では、昨年度から小学校の教員が関わっていく外国語活動の授業の組み立て方について理解を深める機会となるような取組を行っています。

今年度も「小学校外国語活動 学年別研修会」を5月、6月に実施しました。各学年の新教材を活用した授業の組み立て、単元構成や言語活動の設定について参加者のみなさんと理解を深める時間となりました。

また、小学校全15校において外国語活動の授業を公開していただき、互いの授業を見合う機会を設定しているところです。

この移行期間に外国語活動の授業を見せていただく中で気づいたことを四つ紹介します。

☆先生が英語を使って、指示を出したりほめたりしている。その姿はまさに児童たちにとっての「英語の学習者のモデル」となっている。

☆「How are you?」と尋ねられた時に、児童たちが「I'm ○○.」と、自分の今の状態を進んで伝えようとする姿が見られる。

☆自分が伝えたいことを英語で表現したい時に、児童たちが、「How do you say ○○ in English?」と尋ねる姿が見られる。

☆児童たちの発言の後に、先生が「Me, too.」などの英語での反応を返し、児童とのやりとりを大切にしている。

これらの授業の様子は、先生方が「英語の学習では、間違えてもいいから英語を使おうとすることが大切だ」という雰囲気作りに、ご尽力されているからこそ見られる姿なのだと思います。

先生方には今後も、「単元のゴールにおける児童の姿をイメージし、単元を見通した課題設定をすること」「目的意識や相手意識のある言語活動を設定すること」を大切にしていってほしいと思います。また、児童が「伝えたい! 知りたい!」という気持ちを抱きながら英語で伝え合ったり聞き合ったりする体験を積み重ねていく授業を組み立ててほしいと思います。

今後も益田市教育委員会として、先生方と一緒に子どもたちの学びについて考えていきたいと思っています。

## Let's try and we can!



【参考資料】 小学校外国語教育 Q&A(教師向け) (島根県教育委員会 H29)

各教科等の指導の重点 (島根県教育委員会 H31)

小学校外国語活動・外国語研修ガイドブック (文部科学省 H29)

## 「総務課」から 教職員のみなさまへ

「給与」に関する  
ワンポイント①

### 「扶養親族の所得」を把握していますか

10月になり、年末調整に関して、関係書類の提出を求められる季節となりました。

収入のある扶養親族のおられる方は「平成31年1月1日から令和元年12月31日」までの収入確認をするため、給与明細書の写し、源泉徴収票等（所得証明書は不可）が必要です。

今回は、この収入確認に関することで、お伝えしたいことがあります。

#### 《 所得限度額は130万円？ 》

【質問】子どものアルバイト先が増えました。月額11万円くらいの収入があるようです。年額が130万円を超えないように、勤務日(時間)を減らすように言いました。これで扶養からははずれませんか？

【答】扶養手当は引き続き要件を満たすと考えられますが、次のことにご注意ください。

- 扶養手当(給与) ⇒年額130万円を超えない場合「○」
- 扶養控除/配偶者控除(税) ⇒1~12月の給与収入が103万円を超えない場合「○」  
1~12月の給与収入が103万円を超える場合「×」  
※配偶者特別控除は収入金額の限度額が違います。
- 被扶養者(共済組合/保険証) ⇒3ヶ月連続して月額108,334円を超える場合「×」

※注) 共済組合の組合員証(保険証)が使えなくなります。  
医療費をさかのぼって返納していただく場合もあります。

※実際には所得に関する証明書等、必要書類をもとに、それぞれの制度について要件を満たすかどうか判断します。

#### 《 収入のある扶養親族については、自分で所得を把握されることをおすすめします 》

制度によって、要件は少しずつ違い、収入確認を行う時期もそれぞれ違います。

年末調整や検認時期に慌てないように、毎月、扶養親族の給与明細書を確認し、次のような表で、収入額を記録しておくことをおすすめします。

《例》

年末調整…1月~12月、検認…7月~翌年6月

支給年月	事業所1 (家庭教師)	事業所2 (コンビニ)	事業所3 (居酒屋)	計 (月あたりの計)	累計	備考
⋮	⋮	⋮		⋮	300,000	この状態が続くと、 欠格になります。
2019.6	50,000	25,000		75,000	375,000	
2019.7	40,000	25,000	50,000	115,000	490,000	「事業所3」就労開始
2019.8	40,000	20,000	50,000	110,000	600,000	
2019.9	45,000	20,000	50,000	115,000	715,000	「事業所2」就労終了
⋮	⋮		⋮	⋮	⋮	

要件を満たさなくなったことに遅れて気がつくと、状況によりましては、所得税の追加納付や扶養手当、医療費をさかのぼって返納していただくこととなります。申告(受給)者の責任として、扶養親族の収入状況は毎月把握しておきましょう。

「制度がよくわからない。」「我が家は大丈夫かしら?」と思われた方は…  
扶養親族の収入額を確認の上、各校の事務職員、事務グループ内の  
事務リーダーにご相談ください。

